

株式会社ニッケンエンジニアリングサービス

労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護に関する法律第 23 条第 5 項に基づき労働者派遣事業の状況を公開致します。

許可番号 派 24-200235

事業所の名称 株式会社ニッケンエンジニアリングサービス

事業所の所在 三重県四日市市富士町 8-66

【派遣料金の内訳およびマージン率について】

- 令和 3 年 6 月 1 日付 派遣労働者数 114 名
- 令和 3 年 6 月 1 日付 派遣先事業所数 9 社
- 労働者派遣料金（1 日 8 時間あたり）の平均 13,603 円
- 派遣労働者の賃金（1 日 8 時間あたりの額）の平均 10,177 円
- マージン率の平均 ※ $(④ - ③) \div ③$ 25.2%

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	雇用時・派遣中・ 待機中等	訓練方法 OJT/OFF-JT	訓練費用負担 有償/無償	賃金支給 有給・無給
入職時基礎研修Ⅰ	雇用時	OFF-JT	無償	有給
入職時基礎研修Ⅱ	雇用時	OFF-JT	無償	有給
トレーナー育成訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
リーダー育成教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給
5S と報・連・相	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口および連絡先 総務部 齋藤 貴元 TEL 059-333-8001

- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
社会保険、有給休暇、定期健康診断、特殊健康診断、ストレスチェック
生活備品貸出制度、通勤車両貸出制度、従業員寮、資格取得制度
- ⑧ 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
一部派遣先においては均等均衡待遇方式を採用
その他の派遣先では全て労使協定を締結済み。（有効期限：2022 年 3 月 31 日）